

速報！ 平成28年度 税制改正

平成28年3月29日、今年度の税制改正に係る法案が可決、成立しました。
今年度は平成26年度や27年度のような大きな改正はありませんが、法人税率の引き下げにみられるようにアベノミクス経済の推進を図るための意図が反映された内容となっています。
ここでは、今回成立したばかりの改正内容のうち、主要な内容を抜粋して紹介します。

1. 個人所得課税

■ 所得税

医療費控除の特例の創設
(内容)
特定健康診断や予防接種などの健康増進及び疾病の予防等の取組をする個人が自分又は自己と生計を一にする親族の為にスイッチOTC(コンタック鼻炎Z・ガスター10等の市販薬)を購入した場合、12,000円を超える部分の金額(最高88,000円)を総所得金額から控除することができるようになりました。 ※平成29年1月1日から平成33年12月31日までの支出分が対象。 ※従来医療費控除と選択適用。

三世帯同居改修工事の住宅ローン控除
(内容)
三世帯同居のための一定の増改築をした場合ローンの年末残高(最高1000万円)に一定率(2%ないし1%)を乗じた金額を所得税から税額控除できるようになりました。 ※平成28年4月1日から平成31年6月30日までの増改築が対象。 ※控除期間は5年間。従来住宅増改築ローン控除と選択適用。

通勤費の非課税限度額拡大
(内容)
平成28年1月1日以降の通勤費から非課税限度額が現行月10万円から15万円に拡大されました。

2. 資産課税

■ 譲渡所得税

空家の譲渡所得の特別控除の特例の創設
(内容)
相続開始直前に被相続人の居住の用に供されていた家屋とその敷地を、相続した個人が居住や貸付の用に供さないまま譲渡した場合は居住用の不動産譲渡の3000万円特別控除の対象となります。 ※平成28年4月1日以後平成31年12月31日までの譲渡が対象。 ※その相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡が対象。 ※譲渡対価が1億円以内であること。

■ 贈与税

贈与税の配偶者控除の適用に係る申告書の添付書類の見直し
(内容)
婚姻期間20年以上の配偶者から居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合の申告書に添付する書類の内、控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書にかえて贈与契約書等の添付で良い事となりました。 ※平成28年1月1日以後の贈与について適用されます。

3. 法人課税

■ 法人税

法人税率の引き下げ
(内容)
法人税の税率が23.4%(現行23.9%)に引き下げられます。 ※平成28年4月1日～平成30年3月31日の間に開始する事業年度に適用されます。 平成30年4月1日以後に開始する事業年度は23.2% ※中小法人の軽減税率の特例(800万円以下の部分の税率19%→15%)の適用期限は、2年間延長されます。

繰越欠損金の利用制限の見直し
(内容)
法人実効税率の引下げの財源として、繰越欠損金の利用制限の見直しがされました。 資本金1億円超の法人は繰越欠損金の控除率が65%から60%に引き下げられます。 ※平成28年4月1日以後開始事業年度より、以降1年ごとに5%引き下げ。

建物付属設備・構築物の減価償却方法の変更
(内容)
平成28年4月1日以後に取得する建物付属設備・構築物の減価償却方法が定額法に一本化されます。

生産性向上設備の即時償却制度の廃止
(内容)
平成28年4月1日以後の取得分から即時償却の適用が廃止され50%特別償却か税額控除の選択適用になりました。本制度は平成29年3月31日までの取得分をもって廃止されます。

4. 消費課税

■ 消費税及び地方消費税

消費税軽減税率の創設
(内容)
消費税率の10%引上げ後も生鮮食料品及び加工食品(酒類と外食は除く)並びに一部の新聞は8%のまま据え置きとなります。

高額特例資産を取得した場合の納税義務の免除の特例
(内容)
免税事業者以外の事業者が簡易課税の適用を受けない期間中に税抜1000万円以上の課税固定資産等を取得(平成28年4月1日以降の取得に限る)した場合、取得した課税期間の初日以後3年間を経過する日の属する課税期間まで免税ないし簡易課税の適用がされないものとなりました。

5. その他

自動車取得税の廃止と燃費新税(環境性能割)の創設
(内容)
平成29年4月1日以降取得分から自動車取得税が廃止され、燃費基準の達成度合いに応じて燃費新税(取得価額の0-3%の4段階)が課税されます。プラグインハイブリッド車などは免税となります。